

「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
 についての公聴会及び意見募集の意見

第 2 部政策編

IV 推進体制の整備・強化

通 し 番 号	性 別	年 齢 層	該 当 数	ご意見内容
001	男	50 代	92	<p>下記の部分について【 】を加筆すべき。</p> <p>ウ 国立女性教育会館における取組の推進 (1) 国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして【の役割を一層自覚し ※1】、人材の育成・研修の実施や、女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績【、課題 ※2】を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。</p> <p>【そのため、実績等は単なる数値提示ではなく、効果が分析できる数値化を一層促進する。 ※3】</p> <p>【また、例えば独立行政法人国立青少年教育振興機構との一層の連携・協力の推進等により、情報収集・提供機能や調査研究機能を都内に移すなど、基盤となる独立行政法人の組織的機能的な充実の検討を図る。 ※4】</p> <p>理由 ※1 役割を一層自覚していただきたいから。</p> <p>※2 どんな組織でも課題はある。特に情報発信力向上は課題とされているが、「うって出る」意識をもっと持っていただきたい。例：展示室の展示パネル等を貸し出すことができるのに HP にその旨掲載だけで、積極的に PR していない。</p> <p>※3 例えば、展示コーナーに例年約 1 万人来場といってもボランティアや研修外宿泊者、レストラン利用者、近隣住民なども来場することもあり、研修・行事参加者を除いて、約 350 日開いていれば単純計算して 1 時間平均 2～3 人程度。センサーでのカウントなら同じ人物が何回もカウントされることになる。</p> <p>※4 情報収集・提供機能や調査研究機能が、埼玉県嵐山町より、都内（都心近く）に移れば情報収集力・発信力に直接・間接にたいへんな効果をもたらす。</p>

			<p>都内に情報収集・提供機能があれば、地方の関係者が別用で上京したときでも収集資料がすぐみられる。活用できる。</p> <p>人が来やすくなる。発信もしやすくなる。職員の発信意識が高まる。</p> <p>また、調査研究スタッフも都内の様々な行事参加や各省庁・関係機関・団体・関係者への面会など情報収集機能が飛躍的にやりやすくなる。通勤や行動の効果が高まる。</p> <p>オリンピック記念青少年センター等と協力すれば効率的効果が期待できる。人事交流もやりやすい。</p>
002	男	60代	男女共同参画計画策定メンバーの男女割合を最低でも5:5にし、女性の割合が男性よりも少なくなるような事がないようにお願いしたい。
003	女	40代	国立女性会館(ヌエック)、男女共同参画センターの講座はオンラインで受けられるようにしてほしいです。子供の車送迎が毎日のようにあり移動時間を確保できません。公共交通がなく、車移動で2時間もかかる所には行けません。
004	団体	91	<p>3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化</p> <p>・地方自治体における男女共同参画の取り組みを活性化すべく、人権の観点から行われる施策についての国の財政支援を強化すべきである。特に、施策の拠点となる男女共同参画センターの強化・発展に向けた、国の積極的な取り組みについて明記すべきである。</p>
005	女	30代	<p>2 「男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進」(1) 施策の基本的方向に、「男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。」とあるが、男女共同参画会議が監視・影響調査等の機能を果たすことは、国際的な要請であるジェンダー主流化を推進するうえでも非常に重要である。しかしながら、</p> <p>(2) 具体的な取組では、男女共同参画会議が施策の監視・影響調査をどのような形式で行うのか明確には書かれていない。したがって、具体的な施策では、平成28年3月に廃止された「基本問題・影響調査専門調査会」及び「監視専門調査会」を男女共同参画会議に再度設置し、その場において調査・審議することを記載していただきたい。</p>
006	女	70代	<p>95</p> <p>推進体制の整備・強化</p> <p>第5次計画(素案)第11分野「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」では、「女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する」と述べるが、条約の主旨に沿う計画の実施、そのための監視システムの設置とこれによる効果的措置は取られるのか。</p> <p>第3次計画の下で設置されていた監視専門調査会は第4次計画の下で廃止された。男女共同参画担当大臣はさまざまな任務を兼務し、担当職務に専念できる状況にない。男女共同参画推進本部、男女共同参画会議、男女共同参画推進連携会議、男女共同参画局については、それぞれの任務、権限、役割と連携の「見える化」が十分でない。たとえば国内本部機構で中枢的役割を担うべき男女共同参画推進本部の直近の会議開催は、2008、2014、2016年(第19回)の3回のみで、第4次計画の期間中に国内本部機構としての横断的機能は発揮されてこなかった。</p> <p>第5次計画(IV 推進体制の整備・強化)では、国内本部機構は、その機能を「最大限発揮するとともに更に強化する」としている。また男女共同参画推進本部の各府省庁担当官(局長級)は「相互の機動的な連携を図る」としている。</p>

			<p>5次計画の下での取り組みに必要な4点について提示する。</p> <p>(1) 男女共同参画会議に、常設の女性差別撤廃条約専門調査会等を設置して、女性差別撤廃条約の完全な実施を継続的に監視し、影響調査・評価を行う仕組みを整備すること</p> <p>(2) ジェンダー予算の視点を踏まえ、PDCAサイクルに沿って、ジェンダー平等政策を行うためのジェンダー統計の充実と人的・財政的資源の強化、「見える化」を行い、特に総理大臣のリーダーシップの下での財務省との連携により、ジェンダー視点に立つ分野横断的な「財政民主主義」の実現を先導すること。SDGs 目標5の国内における効果的実現は、この取り組みなしには達成が困難であろう。</p> <p>(3) 国内本部機構における政策実施メカニズムに、熱意と専門性を備えた多様な人材を配置するとともに、市民社会やNGO代表を参加させ、継続性と発展性をもった政策の立案、調整、監視、影響調査・評価を切れ目なく行うこと</p> <p>国会内に、ジェンダー主流化実現のための常設委員会を設置し、国内本部機構による男女共同参画政策の推進体制（立法政策と実施体制）を強化すること</p>
007	女	60代 91	<p>地方自治体の男女共同参画センターの機能強化・充実が述べられていますが、現在地方自治体の男女センターはその予算、機能、空間、施設など様々なところで削減が進められています。それに伴い、職員・専門職員の非正規化が進んでいます。また資料室などではこれまでの蔵書が処分されている場合もあります。</p> <p>こうした実態を男女共同参画局はどのようにとらえているのでしょうか。自治体における男女共同参画組織・事業の衰退は、国全体の動きにつながります。2年前に文科省が課名として「男女共同参画」を無くそうとしたときに私たち市民グループが反対し一命をとりとめたものの、地方自治体の実態は大きく衰退に動いています。</p> <p>生涯学習、人生100年時代のキャリアプランづくり、職業支援など、子ども支援など、男女共同参画センターはその組織と職員により男女共同参画社会づくりに大きくつながっています。その実態、状況を明確にし、自治体への予算増額の施策、活動活性化の行動計画をださなければ、地域は動けない状況です。そうした実態を捉えた内容を行動計画に含めることを是非してほしいです。それなしでは、国の男女共同参画推進にもつながりにくいことが予想されます。</p>
008	女	50代 91	<p>3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化</p> <p>男女センターの重要性について、内閣府から各自治体に周知徹底し、運営体制や予算配分などについての調査を行い結果を公表してほしい。</p> <p>自治体によっては、センターとは名ばかりで行政の建物の一角に看板があるだけというところや、職員がほかの業務と兼務でほとんど動けないというところもある。また運営体制として人数が非常に少ない傾向があり、取り組みの内容を充実させようとしても頭も手も足りない。研修などの機会を提供するとともに、インプットしたことを実現化できるだけの体制を整える後押しが必要ではないか。</p>
009			<p>・地方自治体における男女共同参画の取り組みを活性化すべく、人権の観点から行われる施策についての国の財政支援を強化すべきである。特に、施策の拠点となる男女共同参画センターの強化・発展に向けた、国の積極的な取り組みについて明記すべきである。</p>

010			男女共同参画センターは、より包括的に、男女共同参画&ジェンダー平等センターに名称を変更していただきたい。
011			推進体制の2で、男女別データの把握に向けた施策が不足している。あらゆる統計において、男女別データを公表する基本方針を明示することを提案したい。
012			●コロナ禍で、事業中止が続く男女共同参画センターの現状がある。新たな感染症脅威などを鑑み、しかし男女共同参画を後退させず、強力に推進するため、官民の知恵をあわせ、国が指針を示してほしい。
013			日本の政策の問題点は、政策効果を実証的に検証しないことです。ただ事業を行っているというだけでは、現実のジェンダーギャップは解消しません。第5次計画では、「IV 推進体制の整備・強化」に、男女共同参画事業の評価(CHECK)を記載すべきです。先ほどの報告でモニタリングを行うということですが、明確にそのことがわかるような記載にすべきです。
014			日本の業務統計は、男女別の集計を行っていない・男女の状況を簡単に比較できるような形では公表していない(全体計と「うち女性」で表示など)など、ジェンダー統計化が非常に遅れています。ジェンダー統計は男女共同参画の実現のために必須のツールですが、4次計画の「推進体制の整備・強化」の「具体的な取組」に業務統計の男女別データの把握・公開について書かれたにもかかわらず、「第4次男女共同参画基本計画の達成状況」には、これに関連する取組や実績の記述が何もありません。推進体制が具体的でなかったことが問題と考えます。今回、業務統計のジェンダー統計化が「推進体制の整備・評価」の「(1) 施策の基本的方向」のなかに男女別データの把握に努める必要性が明記されたのは評価できますが、「具体的な取組」の業務統計に関する文章は、成果にとぼしかった4次計画の時と全く同じものとなっており、業務統計のジェンダー統計化に向けた強い姿勢がみられません。 「業務統計を含む各種調査の実施に当たり~できるように努める」でおしまいにせず、「~できるように努め、各省庁に取組を強く促す」など、業務統計のジェンダー統計化に向け、内閣府が総合調整権能を発揮することを明記すべきだと考えます。統計委員会が内閣府を離れ総務省にいつてしまっ、省庁間調整を担うことができなくなっておりますので、ジェンダー統計の推進者としての責任を内閣府がしっかり果たしてゆくことを書いてほしいです
015			現在、就業前の女性、学生たちに「男女共同参画センター」が果たしている実例、さらに女性の活躍や女性たちの悩みにこたえられるようになるためには、自治体にどのように働きかけたら良いでしょうか。
016	女	60代	ジェンダー統計の拡充監視専門調査会の設置
017	女	60代 90	「ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握等に努める」とありますが、男女別データを取るのが非常に困難な状況になっています。多様な性への配慮とジェンダー統計充実に矛盾が生じ始めているのを感じます。「第5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等」にもある多様な性への配慮(p9)をしながら、ジェンダー統計を充実させていく術をお示してください。 性自認・性的志向など多様な性への差別をなくすことは女性に対する差別をなくすことにつながり、大変重要だと思います。また、男女別統計をとり、それぞれのニーズに配慮することも男女共同参画推進に欠かせないことであり多に評価します。しかし、すでに役所の申

				<p>請などは性別不記載の傾向があり、この素案に対する意見募集においても「答えたくない」の項目があるとおりで、お膝元といえる男女共同参画啓発事業のアンケートでさえ男女別を問うことは難しくなっています。個人情報保護の観点から支障なくとも性別を答えない人も増えてきたように感じています。</p>
018	団体	団体	91	<p>(2)</p> <p>以下を追記する</p> <p>総務省は、2020年7月17日に「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について(通知)」を発出した。この通知によって「戸籍上の性別」が告示情報から外れたわけだが、ジェンダー平等に向けて性別統計を整備していく観点から、セクシュアルマイノリティの人権には十分配慮して、告示情報に「戸籍上の性別」を復活させる。</p>
019	男	60代	92	<p>私は「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル」(平成25年3月)の作成に関わった者です。当時は第3次計画のもと、男性相談窓口の設立が推進され、その後、私は行政職員の研修や相談員の指導で各地を廻り現在に至っています。各地の男女共同参画センターを訪問し実感するのは、女性相談窓口の女性相談員と男性相談窓口の男性相談員との交流や打合せの実態が地域によってかなりの差があることです。頻りにやりとりをしているところもあれば、互いの名前や顔すら知らない。中にはDVに関わる警察出身職員の名前すら知らない男性相談員がいるところもあります。そもそも男性相談窓口を設置したのは、広い視野で男女共同参画の推進を図ることを目的としているのですが、連携がまるで取れていない場があることは情報の偏りを生み出してしまいます。逆に頻りにやりとりができていた場では、センターの機能が強化・充実できていると実感します。「男女共同参画センターの機能の強化・充実」の項目に男性相談窓口設置の推進並びに女性・男性相談員の連携推進を加えて頂くことを提案いたします。</p>
020	女	70代	95	<p>男女共同参画を国として推進するナショナルマシナリーとして男女共同参画推進本部とすべての女性が輝く社会づくり本部を統合して強化すべきである。</p> <p>現状では、この二つの並立が、男女共同参画推進のナショナルマシナリーを分かりにくくしている。</p> <p>男女共同参画会議が女性活躍推進関連も検討している現状から、男女共同参画推進本部とすべての女性が輝く社会づくり本部一本化して事務局である男女共同参画局を強化すべき。すべての女性が輝く社会づくり本部が毎年発表している「女性活躍加速のための重点方針」も本来は男女共同参画本部が出すべき内容である。</p>
021	団体	団体		<p>IV 推進体制の整備・強化</p> <p>基本認識</p> <p>「男女共同参画社会の実現に向けた取組加速のためにはあらゆる分野において男女共同参画・女性の活躍の視点を確保し施策に反映することが重要」としているが、政府の女性活躍推進方針は、経済成長に女性をどう活用するかということに偏重している。男女共同参画の目的は人権尊重とジェンダー平等の実現であるという基本を押さえたうえで、あらゆる政策・計画にジェンダー視点を貫くというジェンダー主流化をめざし、国内本部機構の機能の</p>

			<p>充実・強化をはかるべきである。</p> <p>その際、指摘のとおり、国内本部機構による監視・影響調査の機能の活用は重要である。しかし、監視専門調査会は、男女共同参画基本計画の施策の実施状況及び女性差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応状況を監視するという重要な役割を担っていたにもかかわらず2016年3月に廃止された。この調査会を復活させるなどの方法で、基本計画の実施状況および女性差別撤廃委員会の勧告への対応状況を監視し、その実施を強化することが求められる。</p> <p>国内本部機構に市民社会やNGOの意見を十分に反映させ、政策立案・調整・監視を行うことが重要であり、そのためには国内本部機構とNGOとの連携が一方的・形式的にならないよう、情報の周知徹底をはかり、意見公募には十分な期間を設け、双方向の討論の回数を増やすことが必要である。</p> <p>また、地方公共団体の男女共同参画センターや女性センターの外部委託化を中止して直営に戻し、機能強化を図る必要がある。</p>
022	団体	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の男女共同参画やダイバーシティ対応部署は、予算と人員の不足でLGBTまで手が回っていない印象を受ける。また、地域のLGBT支援団体も常勤スタッフが不在の団体がほとんどであり、カウンターパートの役割を果たすのが難しい。持続的な取り組みを支援するため、自治体の男女共同参画やダイバーシティ対応部署の財政的、人的支援、地域のLGBT支援団体の育成が必要であることを明記してほしい。 ・男女共同参画センターの役割は重要であるが、その名称により疎外感を抱く人もいるため、より包括的に、男女共同参画&ジェンダー平等センター等に名称の変更を検討されたい。
023	団体	団体	<p>5年毎に見直し推進される男女共同参画基本計画は、女性差別撤廃条約を批准して男女共同参画社会基本法を制定し、男女の人権が等しく尊重される社会を実現していくためにある。各1-1冒頭には、基本法第1条「男女の人権の尊重」を明記する。</p> <p>終戦前からの活動で、女性が参政権を初行使した1946年の衆議院選挙は39人当選8.4%とG7で1位だった。しかし連記制から単記制投票になり低迷する間に追い抜かれ、条約批准後に男女平等をめざす国々からも遅れ世界経済フォーラム153カ国中144位、G7、OECD36で最下位、総合121位のGGGIで国際社会において不名誉な地位である。</p> <p>現在の状況から挽回するには、「202030」の轍を踏まない必要がある。国連「ナイロビ将来戦略勧告」（1990年）の数値を日本が政府目標としたのは13年後の2003年、基本計画への明記は20年後の第3次だ。2015年に更新された世界目標「203050」を着実に達成するには、今回の第5次基本計画に掲げることが必須である。</p> <p>第1部2、3及び第2部1-1の数値は30%ではなく50%と訂正し、2~5には数値がないが、国の機関である司法、行政には「203050」を明記する。</p> <p>省みるに日本には条約による施策を保障、検証する「独立した人権救済機関」が無く、CEDAWへの報告・審査直前に経過をまとめるだけなので、過去の総括所見がそのまま繰り返され、勧告の不履行が指摘されてきた。国際条約の誠実な遵守と完全な実現をめざし性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスをなくしていくには、監督指導する独立した恒常機関が必要である。</p>

024	男	30代	<p>素案でも指摘されているように諸外国に比べ著しい日本社会のジェンダー不平等・男女不平等の原因は、女性差別撤廃条約の選択的議定書（個人通報制度）の批准をこばみつづけていることにある。あろうことか「早期締結」の言葉を削ろうとするなど言語道断で、素案作成者たちの怠慢・傲慢がすけてみえる。</p> <p>日本政府も国会答弁しているとおりの「早期締結」のための課題や壁は何一つない。「検討を進める」でなく、期限を切って、次回の総合計画までに「締結する」と積極姿勢をしめすべき。すくなくとも、これまでに掲げた「早期締結」が実現していない反省が必要。文言を削り言葉を弄し、目標を後退させ、国際水準から著しく遅れた国をどうして誇れるのか。</p>
025	団体	91	<p>当団体は、「第5次男女共同参画基本計画」基本的な考え方について賛同するとともに、第5次男女共同参画基本計画に以下の事項について、盛り込むことを強く要望します。なお、これらは当団体が実施した調査に寄せられた全国の女子高校生や女子大学生からの意見を元にしています。</p> <p><意見></p> <p>調査データは、性別および年代別に明記してください。</p> <p>IV. 推進体制の整備・強化</p> <p>2. 男女共同参画の視点を盛り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>91 ページ (2) 4. モニタリングやその活用の在り方に関し検討を行うという記載がありますが、達成度を的確に把握するためには、いずれの分野においてもデータ分析において男女別に分析してください。ジェンダー主流化においては、男女別のデータ収集および分析が基本とされており、このことにより、的確で効果的な施策が設定できるようになるためです。</p> <p>国立青少年教育振興機構が2019年6月に行った、高校生の留学に関する意識調査報告書によると日本の青少年の自己肯定感は48.4%ですが、これは男女平均であり、女子のみであれば8.3%です。男女平均の数字を使用することは、現実の問題を的確にとらえることができません。</p> <p>また、2020年に当団体が発表した女子大学生調査報告にある「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方への回答は、内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）家庭生活等に関する意識の回答と数字が大きく異なります。母数は異なりますが、当団体が対象とした女子大学生の回答は賛成14%に対し、内閣府調査の女性のみの賛成は31.1%で大きく異なります。このようなことから、性別だけでなく年代別とすることにより問題が明確にできると考えます。</p>
026	女	50代	<p>3 ジェンダー統計</p> <p>→全統計のうち男女別統計を収集している割合を開示し、可能な限り100%とすること、すでに男女別統計を収集しているものは全て男女別で開示することを明記してください。</p>

				ジェンダー統計は男女格差の実態を可視化し、その要因を分析するための基本的なツールです。W20 コミュニケでも毎年その重要性を指摘していますが、日本政府の取り組みを強化する必要があります。
027	女	50代	91	4 指導的地位に占める女性の割合の上昇に向けて →具体的ロードマップを提示し進捗状況を確認してください。
028	女	50代	91	3 ジェンダー統計 →全統計のうち男女別統計を収集している割合を開示し、可能な限り 100%とすること、すでに男女別統計を収集しているものは全て男女別で開示することを明記してください。 性別欄の廃止の動きが出ていますが、ジェンダー統計が後退することのないよう、性別欄廃止ではなく、多様な性別表記のあり方について検討をしてください。
029	その他	20代	89	統計データ全てに男女、ジェンダーを含めてほしい。(犯罪の加害者、被害者含め)男女以外にも、その他や答えたくないなどの欄も設けて統計を出してほしい。
030	女	20代	89	ジェンダー統計を取るとき、男女、トランスジェンダーがしっかり区別して分かるような取り方をしてほしい。 例えば、男、女、その他とするなど 犯罪の被害者、加害者両方の性別をわかるようにしてほしい
031	女	70代	p89	P89 男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するためには、広範かつ多岐にわたる取組を国、地域及び民間が連携して推進するとともに、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し施策に反映することが重要である。 ↓ 国、地方公共団体、地域及び民間 地方公共団体を追加すること。 P89〇の4つ目に追加として 〇さらに、男女共同参画社会の実現のためには、国民の暮らしに身近な地域における取組が極めて重要である。このため地方公共団体は、男女共同参画を所管する部署を組織に正式なラインとして位置づけ、その名称も男女共同参画を扱う部署であるネーミングを行うこと。 P92 イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実 (2)の後に(3)として追加すること。 (3)男女平等センターにおける相談機能の充実を図るとともに、在宅でのテレワークの増加を鑑み、SNSによる相談も実施すること。
032	女	60代	90	「2 政策の企画立案及び実施等の推進」の「施策の基本的方向」として、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能の実効性向上が示されていますが、それを具現化する「具体的な取組」はどうなっているのでしょうか。会議だけでは不十分であることは、この間の推進状況からも推察されるところです。会議の下に、監視・影響調査等を担う専門調査委員会の設置を要望します。

033	女	60代	<p>91 「2 政策の企画立案及び実施等の推進」の「具体的な取組」として、業務統計を含む各種調査における性別によるデータ把握や、年齢別・都道府県別の把握・分析、統計情報の公開、二次的利用推進が盛り込まれていることを歓迎します。一見、性的少数者への配慮のように見える、目的や合理性を無視した性別情報の一律の不取得や非開示に対する懸念は、当事者団体からも示される状況のなか、計画に、データ把握の重要性が明記されることの意義は大きいと考えられます。</p> <p>性別によるデータ把握については、すでに文中に「可能な限り」との限定がついていることから、文末は「できるように努める」ではなく、「する」に修正されることを要望いたします。</p> <p>また、素案には「男女別データ」との表現がいくつか見られますが、このパブリックコメントのフォームでの性別回答欄でも、「男、女、その他、答えたくない」等、すでに男女別ではなくなっている実態があります。実態に合わせて「性別によるデータ」等に表現を変更されるよう要望します。</p>
034	団体	団体	<p>98 意見</p> <p>「イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実」①に「オンラインによる事業展開を含め」を加筆する。</p> <p>「① 男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、関係機関・団体と協働しつつ、その機能を十分に発揮できるよう、全国女性会館協議会とも連携しながら、オンラインによる事業展開を含め、ノウハウや好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進などを行う。</p> <p>理由</p> <p>コロナ禍の影響により、各地の男女共同参画センターでは、オンラインによる事業継続を模索している。オンラインによる事業展開のノウハウ等をセンター間で共有することは、今後、ますます必要になってくると考えられる。</p>
035	女	40代	<p>91 「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」とある。ジェンダー統計は、ジェンダー平等推進のために非常に重要であり、国の政策を進める上で、どの省庁が出す統計にもジェンダー統計を取り入れることが不可欠だ。しかし、現時点では、必ずしも、ジェンダー統計の必要性が明確になっていないためか、省庁によるばらつきも見られ、ジェンダー格差が明確になっていない統計も数多い。</p> <p>そのため、「努める」とするのではなく、現状でジェンダー統計がなされていない統計は何かを明確にし、それらについて計画期間内に確実にジェンダー統計が出されるようになるよう、国が方針を出すべきだ。また、それを都道府県や自治体にも広め、ジェンダー平等政策を進める上で、ジェンダー統計の開示とその上での現状把握、分析が不可欠であることを明示すべきだ。</p>

036	女	40代	92	<p>男女共同参画センターの機能の強化・充実を進めていくためには、経年の統計データの蓄積が不可欠だ。しかし、現状では、男女共同参画センターに関する経年の統計はなく、現状把握が十分にはできていない。センターは法廷設置ではないため、地域間格差も大きいと考えられるが、そうしたことも含めて、現状を把握するために、国としての統計データを積み上げて欲しい。</p> <p>過去、2008年には、「男女共同参画センター等の職員に関するアンケート調査」が男女共同参画局で実施され、非常に有用なデータが示されていた。男女共同参画センターの機能の強化や充実を図るためには、そこで働く担い手の現状を調査し、課題を把握することが不可欠だ。</p> <p>男女共同参画センターは災害時も含め、重要な地域の拠点となりうる可能性をもっていると思うが、現状では、必ずしもそのような重要な役割を担える位置づけになっておらず、職員体制も脆弱なのが現状だ。専門的な職務を担う職員を置くことができていないセンターや、専門職は不安定な任用の会計年度任用職員であるセンターも多い。また、民間委託や指定管理者制度が導入され、数年毎に体制が変わり、専門性が担保されない施設もある。こうした現状を変え、職員がちからを発揮できる体制をつくってほしい。そのためには非正規公務員の不安定な働き方の現状を変えていくこと、また、委託のあり方を考えるなどの体制整備が不可欠だ。</p>
037	女	50代	89	<p>国内本部機構の機能の充実・強化、さらに監視・影響調査等の機能の発揮について言及がされていることは非常に重要である。ひいては、確実にそれらが果たされるよう、監視・影響調査を行う専門調査会を設置することを明記されたい。数値目標を設定し、政策のPDCAが確実に回っていることを可視化するためにも、ぜひとも民間の専門家を入れた専門機構を設置するべきである。</p>
038	女	50代	90	<p>「すべての女性が輝く社会づくり本部」との施策の整合性に触れていることは重要だが、書きぶりを男女共同参画基本計画の位置付けが主となるように改めていただきたい。これまでの女性活躍推進施策は必ずしも男女共同参画推進に直結してこなかったことについて検証が必要である。女性の多くが非正規雇用にとどまり、家事育児等を背負ったまま、活躍・昇進を求められていること、男性は長時間労働に拘束され、育休取得も困難で、特に単身者は介護離職問題が深刻化していることなど、負の現状についてもきちんと検証・分析し、その上で、性別に関わらずその人の個性や能力が発揮される男女共同参画社会形成につながる施策として、女性活躍推進を図る、という文脈を明確にしていきたい。</p>
039	女	50代	91	<p>「ジェンダー統計」の活用に関及してあることは非常に重要で、「できる限り」とせずに「必ず」と明記していただきたい。先般、総務省が性的少数者への配慮を理由に選挙立候補者の性別を非公表にするなど、この方針に逆行する施策が出てきている。性別格差の是正、男女共同参画の推進は、まず実態把握の上で初めて実行できることを踏まえ、ジェンダー統計の整備・活用についていっそうの充実を求めるものである。性的少数者への配慮はそうした実態把握の上で初めて可能になるとの社会的認識共有を図ることについても、併せて記載されたい。</p>

040	女	50代	p92	<p>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>ジェンダーの主流化、ジェンダー予算、ジェンダー統計、影響調査などを整備し、実効性のある政策の立案、実施を要望します。</p> <p>また、地方公共団体に対してもジェンダーの主流化、ジェンダー予算、ジェンダー統計、男女共同参画影響調査に関する情報提供を行い、市町村男女共同計画の評価に有効なツールになることを期待します。</p>
041	女	70代	89	<p><無償労働について></p> <p>・ p91 (6)1行目「男女の家事・育児・介護等の時間の把握」 →「男女の家事・育児・介護等の無償労働の時間を測定すると共に、国民経済（GDP）への貢献を評価し、ジェンダーに敏感な経済・社会政策（社会保障・インフラなど）に反映する。」</p>
042	女	40代	91	<p>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り → 「可能な限り」ではなく、「もれなく」とする</p> <p>【コメント】</p> <p>男女平等を実現するには、まずその不平等さを明確にすることが必要であり女性が置かれている差別的状況を把握するためジェンダー統計の重要性が指摘されていることから、「もれなく」各種調査にジェンダー統計を実施することが必要である。</p>
043	女	30代		<p>3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化</p> <p>・ 地方自治体における男女共同参画の取り組みを活性化すべく、人権の観点から行われる施策についての国の財政支援を強化すべきである。特に、施策の拠点となる男女共同参画センターの強化・発展に向けた、国の積極的な取り組みについて明記すべきである。</p>
044	女	60代	89	<p>目標数値の設定やモニタリング（一年毎）の実施により、実効性のある計画にしてください。</p>
045	女	70代	91	<p>男女共同参画の推進にあたって、男女別データの利活用の推進や当該データ企画立案・実施につなげられる人材育成をあげている。</p> <p>統計ではジェンダー統計という分野が確立されており、そこでは単に男女別データではなく（特に最近ではLGBTs問題もある）、ジェンダー視点からそこに潜む問題や課題を掘り起こし、その解決の方策を明らかにする「ジェンダー統計」の充実を明記してほしい。</p>
046				<p>日本の業務統計は、男女別の集計を行っていない・男女の状況を簡単に比較できるような形では公表していない（全体計と「うち女性」で表示など）など、ジェンダー統計化が非常に遅れています。ジェンダー統計は男女共同参画の実現のために必須のツールですが、4次計画の「推進体制の整備・強化」の「具体的な取組」に業務統計の男女別データの把握・公開について書かれたにもかかわらず、「第4次男女共同参画基本計画の達成状況」には、これに関連する取組や実績の記述が何もありません。推進体制が具体的でなかったことが問題と</p>

				<p>考えます。今回、業務統計のジェンダー統計化が「推進体制の整備・評価」の「(1) 施策の基本的方向」のなかに男女別データの把握に努める必要性が明記されたのは評価できますが、「具体的な取組」の業務統計に関する文章は、成果にとぼしかった4次計画の時と全く同じものとなっており、業務統計のジェンダー統計化に向けた強い姿勢がみられません。</p> <p>「業務統計を含む各種調査の実施に当たり~できるように努める」でおしまいにせず、「~できるように努め、各省庁に取組を強く促す」など、業務統計のジェンダー統計化に向け、内閣府が総合調整権能を発揮することを明記するべきだと考えます。統計委員会が内閣府を離れ総務省にいてしまっていて、省庁間調整を担うことができなくなっておりますので、ジェンダー統計の推進者としての責任を内閣府がしっかり果たしてゆくことを書いてほしいです</p>
047	男	40代	16	<p>91 ページの地方公共団体や民間団体等における取組の強化も併せて送ります。</p> <p>地方公共団体での男女共同参画の推進について、具体的な事例を収集、提供してほしい。私もですが、市町村特に人口 10 万人を下回る規模となるとモデルになる事例も収集ができず手探りでの業務遂行となります。</p> <p>自分たちの県では幸い県市町担当者間有志でのネットワークがあり、事例に当たりやすいのですが、そのようなネットワークがもし無ければどうなっていたかと思います。</p> <p>女性活躍交付金で掲示されている各団体の事業一覧や「災害対応力を強化する女性の視点」のような取組はわかりやすいと思います。</p>
048	女	60代	91	<p>「新型コロナウイルス感染症の拡大が性別によって雇用や生活等に与えている影響の違いや、政府の新型コロナウイルス 感染症関連施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響にて、調査・分析を実施する」、と記載されているが、「新型コロナウイルス 感染症に関するあらゆるデータに関して、性別データを収集できるものに関しては収集し、その他の属性（年齢、障害の有無、妊産婦、経済状況等）とクロス集計し、男女共同参画の視点から分析できるような体制を中央のみならず、地方や関係諸機関において整備する」という取り組みを明記する必要がある。現在、東京都、神奈川県などが公開している新型コロナウイルス感染症データには、性別データの表示が一部しかなく、極めて限定的である。これでは、女性の正確な状況を把握したり影響評価することは不可能である。</p>
049	女	40代		<p>子どもが三人いる家庭への支援がないことは、女性へ家事・子育て役割を社会が押し付けている象徴ではないでしょうか。1人の女性が子供を3人育てるのと、1人育てるのでは3人の方が大変なのに、それに対して無策ではないでしょうか。子供が3人以上いたら、子供達のことには手がかかり、選挙にも行けませんでした。だから無策なのだと思います。PTA、地域役員、病院の送り迎え、宿題、プリントの確認、大量の家事を女性が一人で背負うのでしょうか？東京都が23歳未満の子供が3人以上いる家庭にたいして、高校教育無償化の所得制限をなくしているように、国でも行ってください。子供が3人いたら、それでさえも食費、住宅費、教育費、被服費、親役割、車送迎の労力が増え、それに伴い母親の就業時間の制限の必要性があり、高校に在学する子供が2人以上いても、その所得制限が一定というのは、子供を産むなどと言っているようなものです。子供一人当たりにかかる費用は、子供が増えたからといって変えられません。高校無償化の要件も世帯の所得だけみて、その必要経費が考えられていません。子供が三人いたら、賃貸物件で探す事はできず、家を買うしかあり</p>

			<p>ませんでした。その住宅ローン控除も反映されないなんて、子どもを育てるのには費用がかかるという前提がないからではないでしょうか。住宅も資産になり、さらに要件が厳しくなっています。その政策の不備を節約として母親の無償労働の前提を強いているようです。高校の無償化がされないと困るから、女性に働くなということでしょうか。大学無償化も、子供が三人いて、基準が年収 380 万円というのはとても厳しい数字ではないでしょうか。資産も要件があり、賃貸物件が借りられずにどうしても住宅ローンを組んで家を建てざるえなかった子供三人家庭にはひどい仕打ちだと思います。男女社会を目指すなら、子供の数が増える度に増す親、とりわけ不自由な思い、外での仕事と家庭内での劣悪な労働環境を選ばざるえない母親のことを考えてください。これらの教育無償化は、子供の人数が増えるほど、所得要件を緩和すべきではないでしょうか。この制度は、大学進学に下宿代がかかる地方都市の女の子の相対的進学率を下げるものになります。地方都市で大学に行かせるには一人当たり 1000 万円かかります。女子寮さえ男子寮に比べて少ないのに、不平等の再生産です。</p>
050	女	70代 89	<p>提案：男女共同参画を国として推進するナショナルマシナリーとして男女共同参画推進本部とすべての女性が輝く社会づくり本部を統合して強化すべきです。</p> <p>現状では、この二つの並立が、男女共同参画推進のナショナルマシナリーを分かりにくく、目立たなくしています。</p> <p>男女共同参画会議が女性活躍推進関連も検討している現状から、男女共同参画推進本部とすべての女性が輝く社会づくり本部一本化して事務局である男女共同参画局を強化すべきです。</p> <p>すべての女性が輝く社会づくり本部が毎年発表している「女性活躍加速のための重点方針」も本来は男女共同参画本部が出すべき内容です。</p>
051	女	40代	<p>・ジェンダー・イクオリティ（ジェンダーの平等）や、ジェンダー・センシティブといったワードは、どのような取組なのか、なにを目指しているのかが伝わりやすいが、男女共同参画というワードはわかりにくい（国際的にもわかりにくい）。そのわかりにくさが自治体や公的機関、教育機関等の現場での取り組みのわかりにくさにもつながっているため、法律含め用語を変えるための検討を始めるべき。</p> <p>・ナショナルマシナリーとしての現在の男女共同参画推進本部の位置づけを明確にするために、当本部にすべての女性が輝く社会づくり本部を統合すべき。</p>
052	女	60代 P90	<p>1 国内本部機構の機能の充実・強化 （2）具体的な取組 （4）にも関連するが、「都道府県や政令指定都市が把握し、各都道府県、各政令指定都市に存在している、様々な団体の民間団体ネットワークとの連携を図る」も明記していただきたい。</p> <p>3、地方公共団体や民間団体等における取組の強化 施策の基本的方向には、上記の類似内容が記載されているが、具体的な取組に上記内容を明記していただきたい。</p>
053	女	60代 P90	<p>1 国内本部機構の機能の充実・強化 （2）具体的な取組</p>

			<p>(4)にも関連するが、「都道府県や政令指定都市が把握し、各都道府県、各政令指定都市に存在している、様々な団体の民間団体ネットワークとの連携を図る」も明記していただきたい。</p> <p>3、地方公共団体や民間団体等における取組の強化 施策の基本的方向には、上記の類似内容が記載されているが、具体的な取組に上記内容を明記していただきたい。</p>
054	女	70代 91	<p>1. ジェンダー平等の実現のためにはジェンダーの主流化が求められ推進体制の強化が重要だが国内本部機構である男女共同参画本部と2014年に設置された「すべての女性が輝く社会づくり本部」が内閣官房に設置され、両者の関係が見えてこず複雑化してみえる。また毎年出される「女性活躍加速のための重点方針」と基本計画との関係についても明らかにすること。</p> <p>★政策の立案、実施、監視、評価をするための国内本部機構の機能の充実強化を図り、「監視専門調査会」と「基本問題・影響調査専門調査会」（2001年にスタート、2015年に廃止）に匹敵する監査・評価の専門調査会を設置し監視、評価のシステムを充実させること。</p>
055	女	70代 89	<p>男女共同参画に係る施策を実行するためには、政府の「本気度」が大変に重要となる。「指導的立場の女性割合を30%とする」という目標達成が出来なかったことも考慮し、第5次案では、より強力な推進主体を作る必要がある。</p> <p>IV 推進体制の整備・強化では、男女共同参画会議による提言、調査審議、男女共同参画推進本部による「参画視点」の反映や相互連携等々が述べられているが、従来の推進方法をより強力にする方策は出されていない。</p> <p>地方自治体や国民の活動を云々する以前に、政府の取り組みの強化を述べるべきである。自らが立てた目標値（指導的立場の女性30%）が達成できなかったことへの反省が不足していると言わざるを得ない。</p> <p>政府は政治分野の女性比率を上げるため、例えばクォータ制を取り入れる法案を準備するなどの約束（公約みたいなもの）を掲げるなど「本気度」を示す必要があると思います。</p>
056	女	70代 89-	<ul style="list-style-type: none"> ・国内本部機構は内閣総理大臣の下で施策推進の機能をはたしてきたとあるが、それが事実なら202030がほとんど全滅のような現状はあり得ない。 <p>政府として、形だけではなく、事実が前進するよう本気でジェンダー平等実現のため動くべきだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議の場を活用しとあるが、連携会議が主催する「聞く会」は政府のご意見を聞く会のように、 <p>NGOとの有効な意見交換の場となっていない。抜本的にあらためるべき。</p> <p>また法律の趣旨に沿って、NGOとの意見交換の場をもっと持つべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の実施状況の監視体制を強化することが大事。
057	男	30代 92	<p>3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化 ・地方自治体における男女共同参画の取り組みを活性化すべく、人権の観点から行われる施策について 国の財政支援を強化すべきである。特に、施策の拠点となる男女共同参画センターの強化・発展に向けた、国の積極的な取り組みについて明記すべきである。</p>

058	女	40代	91	<p>3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化</p> <p>●地方自治体における男女共同参画の取り組みを活性化すべく、人権の観点から行われる施策についての国の財政支援を強化すべきである。特に、施策の拠点となる男女共同参画センターの強化・発展に向けた、国の積極的な取り組みについて明記すべきである。</p>
059	女	40代	P91	<p>「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。」とあるが、性別ごとのジェンダー統計は、LGBT 政策を意識する中で、性別を問わない調査が増えるなど、一部後退しているように感じる。性別を答えたくない人に対する配慮は必要だが、性別ごとのデータを把握し蓄積・分析することは、男女共同参画社会の実現のために非常に重要かつ基礎的な作業である。内閣府は「年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」だけでなく、各省庁や都道府県、基礎自治体に対しても取組を強く促してほしい。</p>
060	男	70代		<p>（16）政策を実現するために重要なのは女性の政治参加である。</p> <p>経済、政治、行政、地域の諸団体、など、ジェンダー平等を無視していた団体に働きかけても効果はない。</p> <p>講演会なども「良いお話を聞いた」で終わってしまうか活動を行っているかの様に見せかけるかに過ぎない。</p> <p>行政は（法律で決まっている場合を除き）審議会などは公募を原則とすべきである。また、高校までは基本的に平等だと考えられるので、若い人を中心に運営すべきである。</p>
061	団体	団体		<p>◇この間、女性差別撤廃委員会から 2020 年 3 月を期限として提出を求められていた第 9 回定期報告、「北京+25」にあたってのグローバル・レビューに反映されるべき報告も、期限までに提出されないなど、ジェンダー平等・女性の地位向上での国際協調の姿勢や体制が弱まっていることが懸念される。女性差別撤廃委員会は第 9 回日本定期報告への事前質問項目として、2016 年の勧告に基づき、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議の任務・権限の定義、男女共同参画会議及び推進連携会議の間の調整メカニズム、第 5 次男女共同参画基本計画が条約の主旨に合致して実施されているかを監視するシステムへの人的・財政的支援や措置について回答を求めており、これに具体的に答え、第 5 次計画にも明記すること。</p> <p>◇ナショナル・マシナリーを構成する男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議は、その任務と役割にふさわしく、日本国憲法や女性差別撤廃条約にもとづく実効ある女性施策を進める立場の閣僚やメンバーをすえ、事務局として日常の実務を担う男女共同参画局には十分な人員と予算を配置し体制を強化することを盛り込むこと。</p> <p>◇男女共同参画に関する施策はもとより、すべての政策の立案から実施までの全プロセスにジェンダーの視点を据え、ジェンダー予算・会計検査、各政策のジェンダーへの影響分析と評価などをとり入れ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図ることを明記すること。</p> <p>◇1 (2) (6)「多様な主体」との連携がうたわれているが、この間男女共同参画にかかわる「聞く会は、時間も短く周知も不十分で省庁や用意された有識者・団体の報告に周知し、市民社会からの意見を「聞く」場になっていない。多様な主体、とりわけ現場で活動する女性・市民団体からの意見や情報を広くとり入れる体制を強化することを盛り込むこと。</p> <p>◇国立行政法人国立女性会館は国の財政責任で維持・運営し、都道府県や市町村で引き続き</p>

				進められている女性センターや男女共同参画センターの統廃合や名称変更などの動きは、男女共同参画の取り組みに逆行するものとしてすべきではないと明記すること。
062	団体	団体	91	<p>具体的な取り組みの(3)統計法・</p> <p>←意見：統計法に基づく二次利用を促進するとあるが、その場合、いわゆる全国社会調査であるところの基幹統計調査以外にも業務統計において男女別の集計が重要であることを踏まえて、すべての公的統計調査に性別の設問を整備することを徹底し、集計結果公表においては男女別の集計を明示することを義務付け、より詳細な分析ができるように二次利用の促進ができるように、統計委員会や統計を所管している各行政機関への周知を進める必要がある。</p> <p>←意見の根拠等：業務統計の場合、集計時に男女別に集計したものを公表していない統計があるだけでなく、調査において性別を問いにふくめていない調査も多々ある。これまで指摘されてきた例では、厚労省の障害者雇用状況報告書がある。</p>
063	女	50代	90	<p>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>○「ジェンダー主流化を推進するために、男女共同参画局の予算増とジェンダー予算の確立を図る」を加えるべきである。</p> <p>○「国立女性教育会館が刊行していた(2015年中止)男女共同参画統計データブックを再刊するとともに、ジェンダー統計(男女別だけでなく年齢、障がいの有無、周縁部に置かれている人たちの実態が把握できる)を整備する」を加えるべきである。</p>
064	女	60代	89	<p>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進について</p> <p>(1) 男女共同参画会議において、毎年度でなく「中間年」にフォローアップ及び点検を実施するので良いのか。これらについて、関係大臣に対して意見を述べるだけでなく、第4次計画のように総理大臣に対しても意見を述べるべきではないか。</p> <p>(2) 第4次のように「毎年6月を目途に」など期限が必要ではないか。</p> <p>(3) (4) (5)の新たなジェンダー統計、調査等の充実が良いが、第4次の(3)女子撤廃条約の部分や(6)の政府の数値目標(8)の人権侵害の救済部分をなくしたのはなぜか？戻した方が良いと考える。</p> <p>3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化 について</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実やウ 国立女性教育会館における取組の推進の部分が第4次に比べ、少なくなっているのはなぜか。センター間、NPO、NGO、地域経済団体、地域金融機関、全国知事会・・・、労働組合等々との連携や取組促進の部分が整理されたが、それで良いのか。</p>
065	女	60代	89	<p>1 国内本部機構の充実・強化</p> <p>(2) 具体的な取組 に以下を追加</p>

				常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に、総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして、結果を公表し、改善策を勧告する。
066	女	60代	90	<p>成果目標のフォローアップ及び点検は中間年だけでなく毎年すべき、そのためには男女共同参画会議だけでは不十分ではないかと考えるため。</p> <p>(2) 具体的な取組に 【 】 追加し、 [] 削除する</p> <p>【男女共同参画監視専門委員会を設けて】 5次計画の成果目標の達成状況について、[中間年に] フォローアップ及び点検を実施する。</p>
067	団体	団体	91	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>「地域の実情・特性を踏まえた主体的な取り組みが全国各地で展開されるよう、男女共同参画センターや様々な主体（経済団体、労働団体、農林水産団体、金融機関、企業、大学・・・等）との連携強化を含め、地方公共団体における推進体制を一層強化していく。」とあるが、主体的な取り組みが全国各地で展開されるためには、計画策定段階から労働団体をはじめ各団体の意見が反映されるよう「策定専門調査会」への委員として、参画を求めるべきではないか。</p>
068	—	30代		よくありがちですが、ジェンダーバイアスのない社会を目指すはずの委員会やセミナー（登壇ゲスト）が男性だけに偏っていることがあります。女性だけの委員会、登壇ゲストはセクシャルマイノリティーも参加していて、シス男性がいないセミナーがあってもいいのではないのでしょうか。マイノリティーを参加させてあげるのではなく、その人たちが主体となり、主人公として推進して欲しいです。
069	女	60代		・「すべての女性が輝く社会づくり本部」という名前はやめていただきたい。男女共同参画で重要なことは、女性が輝くことではなく、普通に仕事をして、普通に仕事と家庭生活やプライベートを両立させることだと思う。
070	男	80代以上	89	<p>IV 推進体制の整備・強化を中心に、「統計」に関して</p> <p>この際、男女共同参画の理解・把握、そして政策の立案や評価にかかわる統計を、性別統計やジェンダー統計といったバラバラの表現から、「ジェンダー統計」に統一して、前後の文章表現を修正してはどうか。</p> <p>理由</p> <p>第1に、統計（の充実・強化）に関する表現は、IV 推進体制の整備・強化の【基本認識】の第20、2-（1）基本方向の第20、（2）具体的取組、の3、6、そして他の分野、pp. 31、49、62、73、80、86等に、性別統計やジェンダー統計として表現が混在する。</p> <p>特に、IVでの別々の表現は苦しい。</p> <p>第2に、ジェンダー統計という概念は、北京女性会議を挟む1990年代に登場して、すでに4分の1世紀ほどたつ。本素案のIV-2-(1)の第20では、国連統計部のジェンダー統計視角の重要性の強調も、20数年続いていることである。</p> <p>第3に、国連統計部が、推奨するジェンダー統計の国際的標準テキスト(Integrating</p>

			<p>2016)「ジェンダー統計は性区分されたデータ、では言い足りない」(p.1)と語っている。</p> <p>全体として、「ジェンダー統計=性別統計」という理解が、一部にまだ残っているのではないかとの危惧をもつ。</p> <p>IVの2-(2)-(3)に、ジェンダー統計の正しい把握に近い表現があり、第4次男女共同参画基本計画の用語解説の説明も正しいが、その語句表題は「ジェンダー統計(男女別等統計)」とされていた。「等」についての展開が望まれる。</p>
071	男	80代以上 89	<p>IV 推進体制の整備・強化、について</p> <p>ジェンダー統計の充実に向けて、男女共同参画局と統計委員会、および各省庁の統計担当部署のジェンダー統計担当者(フォーカルポイント)との連携の強化、といった体制強化策をつけ加えていただきたい。</p> <p>理由 「ジェンダー統計の強化」を語るだけでは、進展の保証にならない。統計に関する体制の強化を語り、どう推進されているかを公表することが重要と考える。</p>
072	女	80代以上 91	<p>男女別統計(ジェンダー統計)について</p> <p>第5次の文書においては、男女別統計の意義を、政策編のすべての章において触れてはいます。しかし、多くは男女別統計、男女別データ、という語を使用し、「推進体制の整備・強化」の箇所だけジェンダー統計という語が現れます。国連統計部が使用し、すでに国際的公用語及ともなり、日本でも学術的ばかりでなく市民的公用語となった感のある「ジェンダー統計」という語の使用を希望します。</p> <p>私は、経済統計学会のジェンダー統計研究分会に長年所属し研究しているものですが、単なる「男女別統計」ではとらえきれない性別の問題をジェンダー統計という用語は包括しています。性的少数者をも含めたジェンダー課題に基づく性別統計のことを「ジェンダー統計」と呼ぶのであって、ジェンダー課題の根底には人権の重視があります。女性問題の「可視化」だけでなく、今、重要な課題としてとりあげられつつあり、その統計的位置づけが検討されつつある性的少数者の人権を考慮した「ジェンダー統計」の意味を、政府文書に置いても正確に理解していただきたく思います。</p> <p>また、推進体制の整備・強化と関わることですが、この期間、まさに「男女別統計」(ジェンダー統計)のとりくみとして蓄積してきたはずの、国立女性教育会館における、3年に一度の先進的データブック作成の取り組みが、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年と集積され、多くの利用者に歓迎されていたにもかかわらず、それ以降発行されていないのはなぜでしょうか。</p> <p>2015年以降、予算措置を取らず作成出版が中断されたのかと思いますが、そうした事実も明確に把握されて、「集積された情報」、「各種機関との連携」をと、「第5次」で目標とされているのですか。中断は「第4次」の発表された年に起きていたことでした。これまでの経過の評価の上に立った矛盾のない目標を立てていただきたく思います。</p> <p>ジェンダー統計問題に限らず、92頁のウに書かれている国立女性教育会館における取組の推進に書かれていることの内容と矛盾しない「推進」の実施を求めます。</p>

073	女	30代	<p>選択的夫婦別姓を認めてください。</p> <p>個人的な出来事ですが、これまでの夫婦別姓による不利益を実感してきたので、これからは同じ体験をする人が少しでも減ってくれればと切に願っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃、両親が離婚し友人、学校の教員にそのことが意図せず広まった ・妊娠つわり中に結婚をしたため、会社昼休憩の間に警察署、銀行、役所に行って手続きしたり、電話でクレジットカード会社の氏名変更手続きをしなければならなかった ・ひとり娘のため、自分の家の名字が終わってしまうという罪悪感がある ・結婚後も職場では通称で旧姓を使用しているが、総務担当から何度も確認をされる ・離婚をしたときに、自分の両親のときと同じく意図せず情報が伝わるのではという恐怖がある ・結婚後、姑とのトラブルや産後うつなどを経験して中で名前も変わり、自分が何者なのかわからなくなったという実感がある ・名字を変えたことによる上記のような不利益が、通例上名字を変えるという選択肢のなかった夫からまったく理解されず、離婚を考えるきっかけとなった
074	女	30代	<p>選択的夫婦別姓を認めてください。</p> <p>個人的な出来事ですが、これまでの夫婦別姓による不利益を実感してきたので、これからは同じ体験をする人が少しでも減ってくれればと切に願っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃、両親が離婚し友人、学校の教員にそのことが意図せず広まった ・妊娠つわり中に結婚をしたため、会社昼休憩の間に警察署、銀行、役所に行って手続きしたり、電話でクレジットカード会社の氏名変更手続きをしなければならなかった ・ひとり娘のため、自分の家の名字が終わってしまうという罪悪感がある ・結婚後も職場では通称で旧姓を使用しているが、総務担当から何度も確認をされる ・離婚をしたときに、自分の両親のときと同じく意図せず情報が伝わるのではという恐怖がある ・結婚後、姑とのトラブルや産後うつなどを経験して中で名前も変わり、自分が何者なのかわからなくなったという実感がある ・名字を変えたことによる上記のような不利益が、通例上名字を変えるという選択肢のなかった夫からまったく理解されず、離婚を考えるきっかけとなった
075	団体	90	<p>諸政策全般においてジェンダー平等の促進が図られることを目指すことが必要ですが、とくに重点をおき促進を図るべき政策については強力なインセンティブを持たせるような「ジェンダー予算」とすべきです。また政治分野への女性割合の促進のための予算の計上の義務化と予算再配分を政党助成金など既存の予算においても見直していく必要があると考えます。なぜなら、政治分野での女性割合の促進は「努力」だけでは容易ではないからです。政治団体の執行体制が男性多数で占められており、候補者の擁立と選挙を経ての成果の実現には、政治分野の男女共同参画推進法を補完する法・制度が不可欠です。そうした「ジェンダー予</p>

				算」の考えを諸外国の事例など具体例を挙げて明記し、より広範な理解と諸政策に実施に導く計画とするよう要望いたします。
076	女	30代	90	2-2-1 「成果目標の達成状況、更なる取り組みを促す。」 とありますが、計画の実効性を高めるためにも成果目標の点検は毎年行うべきでは。また、「必要に応じ関係大臣に対して意見を述べる」とあるが、男女共同参画は国の重要課題であり、今まで通り内閣総理大臣及び関係各大臣」とすべき。
077	女	50代	1	・ジェンダー主流化の推進のため、男女共同参画局の予算増とジェンダー予算の確立について明記すること。 ・ジェンダー統計（男女別だけでなく年齢、障がいの有無、周縁部に置かれている人たちの実態が把握できる）の整備 ・新型コロナにより増加した無償労働の負担増の女性への偏り、有償のケア労働の負担増についての実態調査を実施し、政策化すること
078	女	50代	89	・「国、地域及び民間」に地方公共団体も追加すること。 ・男女共同参画社会の実現のためには、地域における取組が極めて重要である。このため地方公共団体は、男女共同参画を所管する部署を組織の正式なラインとして位置づけ、その名称も男女共同参画を扱う部署であるネーミングとすること。
079	団体	団体		I. 課題 男女共同参画社会を推進するためには、どの分野において、どの程度の男女格差や差別が存在しているのか、日本のジェンダー平等の現状についての実態調査・分析が不可欠です。ジェンダー統計が必要であるとの認識は、北京行動綱領等の国際文章にも明記されていますが、日本ではまだジェンダー統計の充実が弱いと言われています。ジェンダー統計の欠如は、適切な現状認識や、それを是正するための政策策定、その後の進捗状況の監視や評価を阻害することになります。また、女性であることに加え、若者であるがゆえに被る年齢差別のため、若い女性や少女は第5次男女共同参画基本計画を含め、様々な政策提言の場への参画、およびその経験や視点が政策に反映されることが、これまで限定的でした。それゆえ、ジェンダー統計にも、若者、特に複合差別を受けるマイノリティの若い女性と少女が直面するジェンダー格差や差別が調査の対象から除外されてきた現状があります。そのため、若者、特に複合差別を受けるマイノリティの若い女性と少女の課題が取り残されてきたとも言えるのです。それを受けて、以下を要望します。
080	団体	団体		II. 要望 ・ p. 90 の 1 (2) (4) で「…各界各層の若年層を含めた様々な世代との連携を図る。」とありますが、若者層を含めた様々な世代と、政策決定プロセスのどの段階において、どのような会議構成員と共にどのように連携していくのかが明確ではありません。従来のように単発的かつ一時的に若者の声を聞く会議を設けるのではなく、国の男女共同参画に関する施策・指針立案、フォローアップ、監査のプロセスに一貫して若者、特に若い女性と少女の視点が含まれるように、男女共同参画推進連絡会議の構成員に若者代表の参画を割り当てることを求めます。 ・ p. 91 の 2 (2) (3) で「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。」とあります。

			<p>しかしながら、上記の理由からジェンダー統計を作成する過程に当事者である若者が参画する意義があると言えます。若者、特に複合差別を受けているマイノリティの若い女性と少女が直面するジェンダーの課題への調査を綿密に行い、現状を正確に把握するための専門調査機関の設置を求めます。その際、当事者の声が十分に反映されるように、専門家機関の半数以上は若者、特に若い女性と少女で構成し、定期的に政府に対して調査結果を開示し、政策策定・改正の提案を行うよう提案します。</p>
081	団体	団体	<p>・ p. 89 の 1 (1) の 1 段落目に「国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。」とありますが、2019 年度の OECD による各国の SDGs 達成状況の評価において、日本はジェンダー平等に関する得点がゼロとなっています。ジェンダー平等を達成するために本部機構が実行してきたことへの客観的かつ公正な評価と、現在の体制が実行力のあるものかを評価し、根拠を示した上で、本部機構が施策推進体制の機能を果たしてきたかの判断を記載するよう求めます。</p> <p>・ また、p. 90 の 2 (1) の 1 段落目に、第 4 次基本計画の評価が不十分となったことの反省とその原因に触れ、今後の対策として監視・影響調査で未達成の原因分析とその改善策を提示すること等の具体的な調査内容を明記するよう要望します。第 3 次基本計画以降、専門調査会の回数は減少し、第 4 次基本計画以降は監視専門調査会さえも行われなくなっています。第 4 次基本計画の達成状況と成果目標の結果は集計されていますが、これらの内容には未達成事項への言及や未達成となった原因の分析が欠けています。第 4 次基本計画の評価内容がこれまでと比べて薄いこと背景には、専門調査会が減ったことが一つの原因だと考えられます。公正な評価なくして推進はできないと思われれます。</p> <p>・ p. 90 の 2 (2) に「国際機関からの評価や勧告を真摯に受け止め、男女共同参画基本計画や国内施策に反映させる。」との項目の追記を求めます。</p>
082	男	40代	<p>「男」「女」という男女二元論ではなく、より包括的な視点を持った計画となることを期待します。</p>
083	女	50代	91 <p>「男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、…」 →「男女の家事・育児・介護等の無償労働の時間を調査分析すると共に、国民経済（GDP）への貢献を評価し、ジェンダーに敏感な経済・社会政策に生かす。」とすること。</p>
084	女	50代	92 <p>イ. 男女共同参画センターの機能の強化・充実 「男女平等センターにおける相談機能の充実を図ると共に、在宅でのテレワークの増加を鑑み、SNS による相談も実施すること。」 を追加すること。</p>
085	女	50代	<p>基本的な用語の問題だが、「女性活躍」というお役所キーワードを「ジェンダー格差の解消」に変更してほしい。このほうが客観的な表現であるし、有効な対策決定には正しい課題設定が必要だ。長年男性中心社会が作りだしてきた構造的な差別を「解消」する歴史的取り組みなのだというメッセージを発信するのは、広く社会（特に既得権益者である男性たち）の理解を得る上で重要であると思う。それに「女性活躍」は暗に「活躍させてやるのだ」という、既得権益者のおこぼれを預かるような上から目線的なものを感じる。「活躍」させてくれなくていいから、一人前の人間として扱ってほしい、せめて同じスタートラインに立たせてほしいというのが多くの女性の願いではないだろうか（例えば 2018 年に明らかになった医学部入試の組織的・女子差別、浪人差別を参照）。</p>

086	女	40代	91	<p>ジェンダー統計の整備は、性差別の実態把握や性差別解消の取組の評価に欠かせないものです。しかし日本の府省等の業務統計は、男女別の集計値を公表していなかったり、全体計と「うち女性」のみを示し男女比較可能なたちでの集計ではなかったりと、ジェンダー統計化が先進国とは思えない水準で遅れています。5次計画素案のIVの2の「(1) 施策の基本的方向」に「男女別データの把握等に努めることが求められる」と新たに明記されたのは評価できますが、「(2) 具体的な取組」をみると、(3)の項目は4次計画の記述と同じで、推進体制は全く強化されていません。そして、4次計画の推進体制で十分な成果があらなかったことは、4次計画の達成状況の文書に業務統計のジェンダー統計化について何も書かれていないことから明らかです。</p> <p>そこで5次計画では、(3)の「業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」に続け、「そのため内閣府は各省庁に取組を強く促す」と推進体制に関する強い表現を追加し、推進体制の強化を5次計画に明記してください。業務統計のすみやかなジェンダー統計化は、内閣府が、省をまたがった総合調整権能を強力に発揮しなければ、実現が難しいと考えます。</p>
087	女	40代	90	<p>「2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進」の「(2) 具体的な取組」の(1)において、成果目標を結果の評価だけでなく計画期間中の進捗管理（フォローアップおよび点検）にも使うことが明記されたのはよいことだが、でも計画の実効性を高めることが目的なのだから、フォローアップや点検は中間年だけでなく、毎年行うべきである。また、フォローアップや点検に関する十分な知見を男女共同参画会議が得られるよう、監視専門調査会や、基本問題・影響調査専門調査会などを設置することも必要である。</p> <p>また男女共同参画会議が、フォローアップや点検の結果、更なる取組を促すため「必要に応じ意見を述べる」対象が、4次計画の「内閣総理大臣及び関係各大臣」から5次計画素案では「関係大臣」となり、格下げになっている。男女共同参画を強力に進めてゆくには、内閣総理大臣のリーダーシップが必須なのであるから、更なる取組を促すための意見を述べる対象から内閣のトップを外すのはおかしい。5次計画素案の当該部分の「関係大臣に対して」は、今まで通り、「内閣総理大臣及び関係各大臣に対して」にするべきである。</p>
088	女	40代	90	<p>原文：「国際連合統計部は、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘しており、ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握等に努めることが求められる。」</p> <p>(1)男女別だけではなく、p.91にあるように、最低でも年齢の区分、加えてそのほか関連する項目とのクロスも、重要である。</p> <p>(2)さらに、男女別区分はもちろんだが、同時にLGBTなど性的マイノリティへの配慮も、ジェンダー統計では重視している。すなわち、男女の区分に加えて、LGBTなど人権に配慮した区分を新たに設ける形で、先進諸国において、検討されている。日本においても、統計における性別欄のジェンダー視点からの検討を進めることを、明記していただきたい。</p>
089	女	40代		<p>該当分野がわからないのですが、とても感じるのは、自分の意見を言うことを躊躇われる環境になりすぎているということです。日本人の協調性を大切にして輪を乱さないこと、言わずに自分で我慢して仕舞えばこの場が保てるのであれば少しのことなら我慢できてしまうこと、言わぬが花、秘すれば・・・と言うような奥ゆかしさが弱い存在をどんどん弱者にして</p>

				<p>しまっていることが残念に思います。私は今まで幾つかの職場で、モラハラ、パワハラ等に会ったとき、堪りかねて公的な場所に相談に行ったことがあります。それらは必ずしも直接的な解決には繋がりませんでした。自分が間違っているのではないかと言う反芻して自己卑下しどんどん悪い方向へ向かう気持ちにストップをかけ、正義や正しいことがあるべきと言う夢のような話が少し現実的なものになる、と言う経験ができました。今のようにネットが広がった社会で、一人でも多く声を拾って頂けることを願っています。</p>
090	その他	20代		<p>官公庁のイメージキャラクターに女子高生の“萌え”キャラがつかわれました。政府自ら女子高生が萌えるなどというイメージの発信をやめてください。男女平等を訴える中、女性だけをピックアップし消費とも取れる扱いをしないでください。</p>
091	女	40代	89	<p>【基本認識】また、男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用の促進と、・・・</p> <p>⇒男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女別データを含むジェンダー統計の利活用の促進と、・・・</p> <p>上記のように変更することを希望する。</p>
092	女	40代	91	<p>国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。</p> <p>⇒国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データを含むジェンダー統計の利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。</p> <p>上記のように変更することを希望する。</p>
093	女	20代	1	<p>夫婦別姓制度についての言及が見当たらなかったため、指定させていただいたページにて失礼いたします。</p> <p>私は、夫婦別姓制度の発布、施行を心の底より強く希望します。そのための政策企画立案、制度改正、民法(お得意の)解釈拡大を要望いたします。</p> <p>現在20代半ば差し掛かるなかで、夫婦別姓を維持するため事実婚を選択する友人が多くございます。</p> <p>本人たちの選択を尊重するために、結婚制度にも受けられている優遇事項をすべて手放す覚悟が必要で、それが経済的事情、将来的な会社、親戚まわりの都合でできないため別れる、家族の縁が薄くなる友人が多くございます。また、夫婦別姓を得るため日本を捨て海外移住をする友人も多いです。</p> <p>私も絶対に名字を変えたくないですし、相手が自分の名字になっても一切情緒的な嬉しさございません。制度として夫婦別姓を認めてください。新しい世代の価値観を反映していく、世の中の仕組み作りをしてください。その象徴となる施策のひとつが夫婦別姓制度だと信じてやみません。</p>
094	女	50代	90	<p>計画の履行確保については、2001年に「男女共同参画会議における監視の実施方針」が決定されており、当初は、「苦情処理・監視専門調査会」がその任を負い、活動していたが、現在存在していない。可及的速やかに「監視」を任務とする調査会を設置し、上記実施方針</p>

				に基づいたプロセスを「毎年」実行するべきである。『男女共同参画白書』は、年次報告書なのであるから、フォローアップの結果と評価とともに、そのプロセスも詳述した、政策を「動かすしくみ」のわかるものにするべきである。
095	女	40代	91	<p>以下は、すでに提出した意見だが、91 頁にも当てはまるので、追加する。</p> <p>原文「男女の置かれている状況を * * * * 把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、* * * * 二次的利用を推進する。」に加えて、以下を追加してください。</p> <p>統計の性別欄の在り方について、男女の二区分以外に、性的指向・性自認の多様性を踏まえた区分を設けるなど、人権に配慮しながら検討すること。</p>
096	女	50代	90	<p>IV 推進体制の整備・強化</p> <p>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>2つめの○</p> <p>国際連合統計部は、(略) ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握等に努めることが求められる。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(3)や(6)</p> <p>→第4次計画よりもジェンダー統計についての内容が具体的に(業務統計を含む各種調査の実施、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように、国民への公開、二次的利用の推進、家事・育児・介護等の時間の把握や男女別データの利活用の促進等)明示された点は評価できる。ただ、本項目と各分野におけるジェンダー統計の重要性との関係性が弱い。第1～11分野の全ての項目においてジェンダー統計の整備・充実を強化した記述を加えていただきたい。</p> <p>イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実</p> <p>ウ 国立女性教育会館における取組の推進</p> <p>国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育に関する調査研究の成果及び会館に蓄積された情報の提供、男女共同参画のネットワークの中核を担うセンターとして位置付けられており、重要な役割を果たしている。</p> <p>→(1)(2)男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点として、また職員の人材育成の一環として、ジェンダー統計の学習会や研修を行っていただきたい。国立女性教育会館は既に研究者との連携により、ジェンダー統計に関する研究が行われている。女性教育においても、また男女共同参画社会の形成に資するジェンダー統計研究のナショナルセンターとしても充実・深化を期待したい。</p>
097	女	70代		<p>①女性の感覚や視点等、男性だけで作り出す社会にはなかったものが加わることで、共同することですべての人にとって働きやすい環境が作られていくこととなる。両者の力を合わせることにより住みやすい社会になることを期待しての施策であると感じた。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症拡大で様々な想定外のことが起きた。学校が休みとなり、職場から自宅でのテレワークやオンラインでの会議等になり、なかなかできない変化がもたらさ</p>

			れた。このような変化を試行できたのはコロナ禍ならではと思う。この貴重な体験が男女共同参画社会にもたらしたことも記すことはないだろうか。
098	団体	団体	女性のことを考える場に女性が少なすぎる。なぜおじさん達で話し合うのか、もっと女性、特に若い女性の意見を聞いてほしいです。
099	団体	団体	緊急避妊薬の承認検討の会議に出席してる人の9割が男性なのではないでしょうか。女性や若者をあらゆる会議の場に一定数入れてください。
100	団体	団体	有識者会議にユースを入れてください。ユースのニーズ、意見については、ユースが有識者。
101	団体	団体	男女共同参画会議の国のメンバーの年齢が高過ぎて、若者当事者に寄り添ったものでは無くなってしまっているのではないかと懸念します。定期的に高校生や大学生、20代を招いたディスカッション等開催してほしいです。あとは結局日本人の50代60代70代の価値観なんてある程度画一的になってしまうので、積極的に海外専門家の声も取り入れて欲しいです。私はイギリスで数年育ちましたが、日本に帰国したときに、時代を遡ってるかのような感覚になりました。滅私奉公や我慢の精神が未だに美德とされていることにショックを受けました。個としての尊厳や人権を尊重しあえる国になって欲しいです。
102	団体	団体	様々な会議などにおいて女性と男性が同数出席するようにしてほしいです。
103	団体	団体	若い世代を政策決定の場に入れてください。
104	団体	団体	大人のみでこれからの計画を決めているのが許せません。ユースや様々な人を議論の場に入れるべきです。専門家だけで議論しても世の中は変わりません。
105	団体	団体	若者の意見を聞く体制を求めます。
106	団体	団体	素案中、次世代に関して述べているが、この素案は若者の意見を聞いてつくられたのでしょうか。若者の意見を反映した計画になることを求めます。
107	団体	団体	若者の声を聞いて、現状把握をしたうえで計画策定を行ってください。
108	女	50代	<p>「男女共同参画推進本部」とは別に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が存在しており、男女共同参画政策を政府として推進するナショナルマシナリーの機能と役割が市民にわかりにくくなっていることが懸念されます。</p> <p>両者は発展的に統合し、ナショナルマシナリーとしての機能を強化すべきではないでしょうか。</p> <p>今回の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」とは別に、既に「すべての女性が輝く社会づくり本部」から「女性活躍加速のための重点方針2020」が発表されていますが、政府の男女共同参画政策として、どちらが上位に位置づけられるのでしょうか。それによっては、今回の意見募集の位置づけや影響力も変わってきます。</p>

			是非ともご検討ください。
109	女	40代	<p>ジェンダー平等推進のためには、国内本部機構のあり様がとても重要だと感じてきた。日本では、男女共同参画推進本部と男女共同参画会議がその役割を担っており、事務局としての内閣府男女共同参画局があるというかたちだと認識している。ただ、同時に、現在は、「すべての女性が輝く社会づくり本部（全閣僚）」が作られ、「女性活躍加速のための重点方針」が毎年作られている。この組織と、男女共同参画関係の組織とはどのような関係にあるのだろうか。とてもわかりにくくなっている。また重点方針は、今回のようなパブリックコメントを提出する仕組みもなく、計画とは別に方針が立てられ、別の計画が進んでいるような現状だ。それでは計画が形骸化してしまう。ジェンダー平等推進のための国内本部機構はその意味でも再度整理される必要がある。女性活躍加速のための重点方針といった別個の計画はつくるべきではない。あくまでも、男女共同参画計画を柱として、それにそった各個別事業なりを進めていくべきだ。そうしないとモニタリングなども機能しなくなってしまう。とても問題があると思う。</p>
110	女	50代	<p>この30年あまり、私の住む市において、男女共同参画推進条例の制定、審議会・行政推進会議の設置、推進事業等も行われてきた。しかし、男女共同参画の視点は、いまだ全庁的、横断的に共通認識されているとはいえない。自治体の首長自身にその重要性への認識がない。</p> <p>本市においては、男女共同参画推進事業に係る予算は少ないうえ、毎年削減されている。例えば、デートDV防止教育事業は、これから事業を拡大し取り組んでいかなければならない重要な事業にもかかわらず、やっと軌道に乗ってきたところで講師謝礼も削減され事業は縮小されてしまった。とても、残念でならない。</p> <p>SDGsへの取り組みにおいても、ジェンダー主流化への自治体職員の認識は薄く、まったく視点が入っていない。</p> <p>災害対策本部等へ男女共同参画担当課職員を配置するよう国、県から通知があっているが、熊本7月豪雨災害時においても、その体制はくまれなかった。毎年、全国的に大きな災害が起きている状況を考えると、もっと強力に自治体への取り組み強化を進めていくべきです。</p> <p>男女共同参画への取組はジェンダーの主流化、その視点をもって、前進させて下さい。地方では遅々として進みません。</p>
111	女	50代	<p>全体を通して、女性差別を是正し人権を重視する方向でなく、女性を活用し経済政策に利用しようとしていこうとするような素案になっていて、これではいつまでもジェンダー平等が成されないような計画だ。</p> <p>ジェンダー平等を社会変革として諸外国の水準を目標とし「女性差別撤廃条約」の実施を監視をするための「女性差別撤廃条約専門調査会」を設置するべきである。</p> <p>ジェンダーギャップ指数にも示される通り、女性に対する差別があるのだから、差別をなくすことを目的とした具体的な政策を示し、それにかかる調査を行い統計を開示し、明確な数値目標を示してほしい。</p> <p>202030 がなぜ達成されなかったのかの総括がない。これは本来すでに達成されていなければならないはずなのに、先送りにされ、喫緊に達成しなければならないという問題意識が5次</p>

			<p>計画に欠落している。国会議員にはクオータ制を導入し企業の管理職、医師の人数なども、一定割合（本来男女半々で丁度よいのだ）は女性が就くことができる具体的な制度を設けいつまでに達成するかを明確に示してほしい。</p> <p>エッセンシャルワーカー（ケア労働従事者）の男性の参画が必要。労働条件を改善しきちんとした待遇で賃金を得られるよう目標を示して実施できる具体的な政策を示すべきである。セクシュアルハラスメントに対しての法を設けることをしめしてほしい。</p> <p>低年金・無年金者の調査を実施し、ジェンダー統計をきちんと示してほしい。</p> <p>教育分野とメディア分野が一緒にされているのはおかしいのではないかとくに教育は単独で一分野必要くらい重要な項目であるのに蔑ろにされている。</p> <p>地方自治体が性差別を助長するような広報を行っていたりする現状からもメディアに対する具体的な取り組みを示すべきだ。</p> <p>5次計画素案ではアンコンシャス・バイアスという言葉が多用されているが、意識の先をいく制度が設置施行されるほうが急務ではないだろうか。</p>
112	女	50代 85	<p>選択は「全体」としたが、ここでは第2部 III11 分野と IV 推進体制の整備強化について述べさせて頂きたい。</p> <p>* 第2部 III 第11 分野 「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」「基本認識」（p85）「○平成27（2015）年9月に国連で～」より「これらの重みを十分に認識し、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し施策に反映していく。」との認識及び基本的方向を支持する。しかしこれは11分野に限らず第5次基本計画全般に言える事なので、第1部基本的な方針で示すべきではないかと考える。⇒「○男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値であることから、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し施策に反映していく。それが、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも資する。」</p> <p>* (2) 「具体的な取組」ア「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進」より (1) 「全国無大臣を構成員とする～」(p86) に書かれた実施指針決定版ではジェンダー視点の主流化はできていない。そこで以下【 】の文言の追加を提案する。 「～SDGs 実施指針決定版を踏まえ、【ジェンダー視点を主流化した】SDGs 達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施する。」</p> <p>* IV 「推進体制の整理・強化」（p89）の【基本認識】「○このため、国内本部機構の～」に「監視・影響調査等の機能を十分に活用して実効性を高める。」とある。また1「国内本部機構の機能の充実・強化」（1）「施策の基本的方向」（p89）にも「○今後とも、男女共同参画社会の～」に「監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。」とある。⇒そこで1（2）具体的な取組に「監視専門調査会」を設置し、第5次男女共同参画基本計画と女性差別撤廃条約の実施を監視することを求める。</p>
113	女	70代	<p>・なぜ17年経っても「202030」が実現できなかったのかの原因をはっきりすべきである。計画の実現には、明確な施策が必要であり、目標とタイムラインが必要。そして毎年の進捗をチェックすることが必要。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等の社会の実現にむけた政府の本気度が問われている。このままではジェンダーギャップ指数は下がるばかりであり、世界から日本は取り残される！ ・現状ではジェンダー統計がまだまだ不十分。あらゆる統計にジェンダーの視点を入れてほしい。
114	女	50代	<p>第5次男女共同参画基本計画（素案）では、ジェンダー統計として数カ所、男女別データとして7カ所ほど出てきますが、これをジェンダー統計（男女別等統計）や男女別等統計（ジェンダー統計）と併用の表記にして欲しいです。</p> <p>単に男女別データ、とするのではなく、ジェンダー統計（男女別等統計）と表記することで、統計を読み解き活用する際の視点が多様になり、通じて施策に男女共同参画の視点が活かされることになるのではないかと考えるからです。</p> <p>第3次基本計画でも第2分野 第4次基本計画でも用語解説で、『ジェンダー統計（男女別等統計）男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。』としてあります。併用表記にしても差し支えないと思います。</p> <p>また、第5次基本計画でも、用語解説にジェンダー統計（男女別等統計）を入れて欲しいです。</p>
115	女	70代 30	<p>4、非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援（1）施策の基本的方向について</p> <p>非正規雇用労働者が正規雇用労働者への転換をしやすくするような取組を推進していただきたい。女性の雇用率は上昇しているとはいえ非正規が圧倒的に多い。非正規から正規への転換を望むときの条件をいろいろつけて望みにくくしている状況があると思います。正規でないとキャリアアップしづらく管理職登用など今のところ、ありえないし底辺から変えていかないと30%には程遠いと考えます。</p> <p>（2）具体的な取組について</p> <p>イ公正な処遇が図られた多様な働き方働き方の普及・推進のマル1無期転換ルールの強力な周知徹底を図るとともに有期契約労働者から無期労働契約への推進を図っていただきたい。佐世保市役所では特別な条件以外は5年で期間終了が多く、それが女性というのがほとんどと思われます。能力ある女性でも将来性がなく意欲をそぐことになると考えます。また、男女共同参画推進センターこそ有期契約でなく無期労働契約にすべきです。男女共同参画の推進をはかるために、キャリアアップが必要と考えます。</p>
116	女	60代	<p>国際社会において、ジェンダー平等が相当遅れていることは事実です。</p> <p>○海外の事例に倣いポジティブアクションへの言及を増やしてください。</p> <p>○第4次のトップにあった、男性の長時間労働及び意識の改革はどこにいったのでしょうか？なぜ4次の目玉が5次に消えたのか？未だに男性中心の意識が社会に蔓延していることは明らかです。この変化のプロセスの説明を求めます。</p> <p>○202030が達成できなかったのは何故なのかの検証はされたのでしょうか？検証もないままに「できるだけ早期に」でできるとお考えでしょうか？ 検証と共に国際水準に倣って203050への取組をぜひお願いします。</p> <p>○コロナ禍で10代の望まぬ妊娠や中絶のnewsがあります。自分の心と体を守るために教育</p>

			<p>現場での性教育の積極的な取り組みを促してください。</p> <p>○SDG'sでジェンダー平等が5番目にあることへの言及をお願いします。</p>
117	団体	団体	<p>P. 51 加害者に対する更生プログラムはストーカーだけでなく、DVについても同様に必要である。また、実施した結果を踏まえ、心理的な背景などの理解につなげ、防止策として義務教育期間中に心理的な教育として自身の精神コントロールの必要性を教え、暴力だけにとどまらず将来に活かしていくことはできないか。</p> <p>P. 56 新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場の人々に深刻な影響をおよぼしている。特に女性への影響については、ジェンダー不平等や、女性に対する偏見や暴力を含めた今日の人権問題があぶり出されたため、最も影響を受けやすい女性等を中心に取り組みが行われ必要性がある。</p> <p>貧困等生活上の困難に陥りやすい背景としてあげられている「経済社会における男女が置かれた状況の違い等」とは具体的にどのようなことなのか、その違いを検証し、速やかに対策を行うことが必要ではないか。</p> <p>P. 63 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が記載されているが、内容はリプロダクティブ・ヘルスが中心である。リプロダクティブ・ライツは女性の基本的な権利であり、その考え方の周知が必要であると考え。明確な記述を求める。</p> <p>P. 76 (2) ア(2)に、「旧姓の通称使用としての使用の拡大やその周知に取り組む」とあるが、通称使用を周知させるのではなく、(3)に記載のある選択的夫婦別氏制度を導入する道筋をつけることが喫緊の課題である。法制審での法律案要綱が出たのは1996年であり、24年間も放置されている。女性差別撤廃委員会からの度重なる勧告を国際社会の一員として真剣に受け止めるべきである。</p> <p>P. 86 イ この間の日本政府の慣行では、国連への報告前に、急遽、専門調査会を開催して各府省の取り組みをヒアリングし見解をまとめるという実態であり、これでは不十分である。男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして結果を公表し、改善策を勧告していくべきである。</p> <p>P. 89 第5次男女共同参画基本計画の進捗状況の監視を行う独立した専門機関が必要である。また、男女共同参画会議の下にある専門委員会に関して、労働者の代表が委員として参画できていないことは問題であると考え。雇用分野における男女共同参画を考えるうえで、働く者の意見を反映していくことは極めて重要である。</p>
118	女	50代	<p>p. 80 独立行政法人国立女性教育会館において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実を図る。</p> <p>→男性教員への研修が特に必要ではないかと思えます。研修はNVECだけで行うのではなく、日常的に研修が必要なのではないかと思えます。文末に地域の男女共同参画センターのことを加えました。</p> <p>独立行政法人国立女性教育会館において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる全職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実を図る。また、各地域の男女共同参画セ</p>

			<p>ンターと連携し、男女共同参画の重要性について理解する研修を行う。</p> <p>イ (3) 男女共同参画センター等の講師派遣や講座の開催など、学校教育や社会教育において、教職員以外による多様な学習機会を提供する。</p> <p>→講師派遣、講座開催と同様に、センターで所蔵する図書資料にも触れていただきたい。</p> <p>(3) 男女共同参画センター等の講師派遣や講座の開催、所蔵する図書資料など、学校教育や社会教育において、教職員以外による多様な学習機会を提供する。</p> <p>p. 89 また、男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用の促進と、当該データを男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげることが重要であり、そのための人材を育成することも重要である。</p> <p>→また、男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するために全ての分野における男女別データの収集とジェンダー統計の利活用の促進と、ジェンダー統計を男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・・・・</p>
119	女	70代	<p>IV 推進体制の整備・強化3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化・地方自治体における男女共同参画の取り組みは、まだまだ十分ではありません。男女共同参画を活性化すべく、人権の観点から行われる施策についての国の財政支援を強化するべきです。特に、施策の拠点となる男女共同参画センターを強化・発展させるため、国の積極的な取り組みについて明記して下さい。</p>
120	団体	団体	<p>計画の基本的な方針に、「これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会の調和した経済社会の実現に不可欠な、一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」として、2つに要約することができる(8p)」と書かれている。ここに障害のある女性の存在も含まれていると言えるだろうか。障害がある女性が、一人ひとり尊重され、力が発揮でき、意思決定に参画するためには、現状で、様々な壁がある。コロナ禍でもそうした課題がより一層見えてきている。そうした壁を取り除く、制度・政策を本気で進めてもらいたい。障害がある女性の権利の実現こそが、ジェンダー平等の実現につながる鍵となる。</p> <p>そのためには、まず、4次計画の政策評価が不可欠だ。それがいないために、4次計画の文言がそのまま繰り返されている箇所が散見される。障害者に関わる基本的な統計に関するジェンダー統計の整備も、4次計画でも示されながら、この間、進んでこなかった。障害者に関わる統計にジェンダー統計が示されないのは、障害者のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの権利が保障されていないこととも関わっている。4次計画が実施されている間、旧優生保護法に関する国家賠償請求裁判が起こされ、社会的にも大きなニュースとなった。また、そうした流れを受け、強制不妊手術等の被害者への一時金支給法も作られた。障害をもつ女性たちのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの課題は男女共同参画の実現にとって不可欠の課題であり、今回作られる計画には、こうした歴史の振り返りや反省も書き込むべきだ。</p>
121	女	50代	<p>・第5次男女共同参画基本計画の策定を歓迎します。同時に、実効性のある計画になるように、施策の策定時に、数値目標や目標年限が設定されることを期待します。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法を、ジェンダー平等社会基本法に改正し、性的指向・性自認（SOGI）を含む基本計画を策定できるようにして下さい。 ・施策のモニタリング及び評価を、定期的に、行う専門調査会を設置して下さい。 ・基本計画策定のための専門調査会を始め各種専門調査会に、若者が一定数、参加し、若者の考え方が計画に反映されることを期待します。
122	女	80代以上	<p>1. ジェンダー統計は全ての政策立案及び施策実施の評価の根拠となることを強調します。この徹底によりジェンダー予算に実現も可能になるはずです。</p> <p>2. 本素案ではアンコンシャス・バイアスのみが協調されていますが、個人の差別意識が無意識に形成される背景には社会規範、制度、社会慣習など文化的な仕組みがあります。これまでの基本計画でも制度・社会慣習は柱の一つとして取り上げられましたが、今年のコロナ禍の下、リモート・ワークなど働き方の変化も身近になりつつあります。それでも働き方慣習の変化の影響にはジェンダー・ギャップが出てきました。個人の意識改革だけでは根幹は変わりません。アンコンシャス・バイアスと共に制度的変革の側面を両輪として強調すべきだと思います。</p> <p>3. コロナ禍の影響にジェンダー・ギャップがあることは世界的に検証されつつあるので、少なくともジェンダー統計をきっちり取り、開示することを計画の中に位置づけることを提案します。災害同様、パンデミックも中長期的影響を個人の人生に与える事象ですので、保健・健康分野に閉じ込めることなく、職業など他の分野との関係も含め、ケア・ジェンダーとケア・ワークを事実に基づき検証していくことはグローバル課題として多方面で共有されると思われます。</p>
123	男	60代	<p>全てを通じて、第1に、男性の積極的参画による男女平等意識の向上を盛り込むことを提案します。第2に、女性活躍の取り組みがむしろ、性別役割分業の固定観念を生む諸刃の刃となる弊害への配慮をお願いします。第3に、義務教育、高校での進路指導におけるジェンダー意識の変革をするために、学校ジェンダーアドバイザー制度の創設をお願いします。第4に、あらゆるジェンダーバイアスを排除する為に、メディアのCM含めたチェック委員会を立ち上げ、メディアのジェンダーバイアス、セクハラなどのチェックを行うこと。第5に、地域の男女共同参画センターの男性講座のドラスティックな改革を実施し、庶民レベルの講師による真似出来る、これから有るべき男性としてのロールモデルの紹介に努めること。第6に、女性自身が持つ、男性への強く有るべき的なジェンダーを廃すること。ギリギリとなり、脈絡がない文章となりましたが、男性を敵と見る女性運動、活動を見直すことで、ドラスティックな女性の地位向上に資すると共に、男性自身の解き放たれた生き方を許容する社会の実現を強く求めます。</p>
124	団体	団体	<p>全体</p> <p>第2部 I あらゆる分野における女性の参画拡大 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 1 政治分野、すなわち立法府には数値目標があるが、2 司法分野や3 行政分野には数値目標</p>

			<p>が全くない。日本は三権分立の国なのだから、立法だけでなく、司法、行政にも「203050」の数値目標を掲げないと、本当に実効性ある計画にはならない。</p> <p>=====</p> <p>周回遅れから脱却するためにも、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准は不可欠だ。検討する時期は、もう過ぎた。随分と遅くなったが、批准する時機だ。</p> <p>第2部 III 第11分野、86p(2)イ(2)は、 「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准する」と、明示する。</p> <p>=====</p> <p>IV 推進体制の整備・強化</p> <p>省みるに日本には条約による施策を保障、検証する「独立した人権救済機関」が無く、CEDAW への報告・審査直前に経過をまとめるだけなので、過去の総括所見がそのまま繰り返され、勧告の不履行が指摘されてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際条約の誠実な遵守と完全な実現をめざしていく ○性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスをなくしていく ○その時々々の為政者のジェンダー意識によって左右されない推進体制の確立には、権限をもって指導監督する独立した恒常機関が必要だと思う。 <p>=====</p> <p>当会は、「地球で共生 すべては男女平等から」と考え活動している。</p> <p>体温を超える連日の暑さ、南北の経済格差 etc. 山積する難問や課題の解決に向かうために、まずは男女ともに基本的人権が等しく尊重される社会、政治にしていきたい。</p>
125	女	70代	<p>男女参画会議等国内本部機構に市民やNGOの意見を十分に反映させ、政策立案・調整・監視を行う事が重要です。そのためにはNGOとの連携が一方向的で形式的なものとならないように、情報の周知徹底を図り、意見公募には十分な期間を設け、双方向の論議が出来るよう会合等を増やすことも必要です。</p> <p>地方自治体の男女共同参画センターや女性センターなどの外部委託を中止して直営にもどり、機能強化を図ることが肝要と考えます。</p>
126	団体	団体	<p>【基本認識】</p> <p>1つ目の○「男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するためには、広範かつ多岐にわたる取組を国、地域及び民間が連携して推進するとともに、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し施策に反映することが重要である。」とある。</p> <p>★「国、地方公共団体、地域及び民間」と、地方公共団体を追加すること。</p> <p>4つ目の○に追加</p> <p>★さらに、男女共同参画社会の実現のためには、国民の暮らしに身近な地域における取組が</p>

			極めて重要である。このため地方公共団体は、男女共同参画を所管する部署を組織の正式なラインとして位置づけ、その名称も男女共同参画を扱う部署であるネーミングを行うこと。
127	団体	団体	<p>(p 8 9)</p> <p>「具体的な取組」②に、「男女共同参画推進本部の下で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。」とある。</p> <p>★ナショナルマシナリーである国内本部機構である男女共同参画推進本部に2014年に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が内閣官房に設置され、国内本部機構が複雑化してみえる。毎年出される「女性活躍加速のための重点方針」と基本計画との関係について明らかにすること。</p> <p>★ジェンダー主流化を推進するために男女共同参画局の予算増とジェンダー予算の確立すること。</p> <p>★国立女性教育会館が刊行（2015年中止）の男女共同参画統計データブックの再刊行を始めジェンダー統計（男女別だけではなく年齢、障がいの有無、周縁部に置かれている人たちの実態が把握できる統計）の整備、活用をすること。</p> <p>★新型コロナにより増加した無償労働の負担増の女性への偏り、有償のケア労働の負担増についての実態調査を実施し、政策化すること</p> <p>★政策の立案、実施、監視、評価をするための国内本部機構の機能の充実強化を図り、「監視専門調査会」と「基本問題・影響調査専門調査会」（2001年にスタート、2015年に廃止）に匹敵する監査・評価の専門調査会を設置し監視、評価のシステムを充実させること。</p>
128	団体	団体	<p>(p 91)</p> <p>「具体的な取組」③に「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、（中略）統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。」とある。</p> <p>★基本計画を実効性のあるアクション・プランとするために具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、その達成状況について定期的にフォローアップを行うこと。その際、ジェンダー統計を完備すること</p> <p>★「男の家事・育児・介護等の無償労働の時間を測定すると共に、国民経済(GDP)への貢献を評価し、ジェンダーに敏感な経済・社会政策に生かす。」</p> <p>(p 92)</p> <p>イ. 男女共同参画センターの機能の強化・充実</p> <p>②の後に③として追加</p> <p>★③男女平等センターにおける相談機能の充実を促ると共に、在宅でのテレワークの増加を鑑み、SNSによる相談も実施すること。</p> <p>以下、繰り下がり</p> <p>④ 「男女共同参画センターの管理運営について、運営形態の違い等を踏まえ、より効果的な管理運営がなされるよう、好事例の周知を図る。」</p>
129	女	60代	3. 地方公共団体や民間団体等における取組の強化「(1)施策の基本的方向」にも「(2)具体的な取組(イ)男女共同参画センターの機能の強化・充実」にも、男女共同参画センターを重要なものとして取り上げています。しかし、この30年、男女共同参画センターは、施設と

				<p>しても職員体制としても強化されてきたとは言えない側面があります。素案にも「管理運営について、運営形態の違いを踏まえて」と出ています。事業を縮小したところ、職員が企画運営に関わっていても非常勤職員になっているところ、全体として外部委託になっているところもあります。「専門性のある仕事に誇りを持っています。しかし、女性や男性を支援する立場の自分が、いつ支援される側に回ってもおかしくない待遇の悪さです。」と言っています。こうした職員が支えて「機能の強化・充実」が言えるのでしょうか。根本的な問題を感じます。「男女共同参画は重要ではない」と宣言しているようなものです。</p>
130	女	60代	85	<p>女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し、結果としての平等も求めている。「基本計画」への明記を求める。</p> <p>2021年3月が回答期限であるCEDAW事前質問では、「選択議定書の未批准につながる批准の障害」について、また「選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められている。</p> <p>第201国会（2020年）で茂木外務大臣は「しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない」、橋本男女共同参画担当大臣は「リーダーシップをもって外務省とともにとりくんでいきたい」と答弁した。同国会での政府答弁では、批准に向けての障害といえるものはないことが明らかとなっている。</p> <p>2020年末策定の第5次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことはもはや容認できない。1999年以来20年以上の検討内容・結果に基づき、いまだに批准のための障害があるというなら、課題とその解決策を明らかにし、2021年通常国会で批准承認を求めるための計画を明記することが求められる。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書は、「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。</p> <p>(2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>(3) ILO第111号（差別禁止）条約、第175号（パート労働）条約、第183号（母性保護）条約、第190号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。</p> <p>(4) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。</p> <p>(5) 地方公共団体の男女共同参画センターや女性センターの外部委託化を中止して直営に戻し、機能強化を図る必要がある。</p>
131	団体	団体	85	<p>女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し、結果としての平等も求めている。「基本計画」への明記を求める。</p> <p>2021年3月が回答期限であるCEDAW事前質問では、「選択議定書の未批准につながる批准の障害」について、また「選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められている。</p> <p>第201国会（2020年）で茂木外務大臣は「しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない」、橋本男女共同参画担当大臣は「リーダーシップをもって外務省とともにとりくんでいきたい」と答弁した。同国会での政府答弁では、批准に向けての障害といえるものはないことが明らかとなっている。</p> <p>2020年末策定の第5次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことはもはや容認できない。1999年以来20年以上の検討内容・結果に基づき、いまだに批准のための障害があるというなら、課題とその解決策を明らかにし、2021年通常国会で批准承認を求め</p>

			<p>るための計画を明記することが求められる。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書は、「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。</p> <p>(2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>(3) ILO第111号（差別禁止）条約、第175号（パート労働）条約、第183号（母性保護）条約、第190号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。</p> <p>(4) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。</p> <p>(5) 地方公共団体の男女共同参画センターや女性センターの外部委託化を中止して直営に戻し、機能強化を図る必要がある。</p>
132	女	70代 86	<p>・1985年日本は女子差別撤廃条約の批准をしたものの、度重なるCEDAWからの勧告も聞き入れずほったらかしをしています。国際社会の1国と言うのであれば、選択議定書の批准をすぐにでも行うべきです。</p> <p>・男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うとすれば、今以上の施策が必要です。各自治体に、参画センターの設置と、参画センターが男女平等社会への推進をコーディネートする仕組みを導入する法整備をしてください。</p>
133	女	40代 86	<p>原文：「SDGs ゴール5（ジェンダー平等の実現）の達成度を的確に把握するため、グローバル指標に基づき、男女別データを活用し、その進捗を測り、結果を国内外に適切な形で公表する。また、海外及び国内の研究機関等による評価、グローバル指標の検討・見直し状況、ローカル指標の検討状況等に留意し、進捗評価体制の充実と透明性の向上を図る。」</p> <p>(1) SDGs のゴール5だけでなく、すべてのゴールの「達成度を的確に把握するため、グローバル指標に基づき、男女別データを活用し、その進捗を測り、結果を国内外に適切な形で公表する。」ことが必要である。</p> <p>国連ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ（IAEG-GS）は、SDGs の指標のジェンダー統計の視角から検討を続けており、2018年3月時点で80の指標をジェンダーに関連する指標と認定している。</p> <p>SDGs のすべてのゴールの指標についても、グローバル指標に基づき、男女別データを活用することを明示していただきたい。</p> <p>(2) ローカル指標の検討の際には、必ずジェンダーの視点からの検討を含めるよう、明記すべきである。</p> <p>上記の通り、国際的には、ジェンダー統計研究者との連携がとられて、指標の改善・開発も進んでおり、日本国内においても類似の取り組みを進めるように、計画の中で盛り込むべきである。</p>